#### 國學院大學学術情報リポジトリ

『字音仮字用格』の成立と本居宣長の古典研究: 國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣 』を中心として

メタデータ 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 髙橋, 俊之 メールアドレス: 所属: URL https://doi.org/10.57529/0002000701 『万葉集』の研究を通して、中世以来の「定家仮名遣い」が古文献の仮名遣いに一致しないことに気づいた契沖は『和

# 『字音仮字用格』の成立と本居宣長の古典研究

―國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を中心として―

髙 橋 俊 之

#### 一、はじめに

ても、 漢字を列挙しており、『字音仮字用格』の原型ともいえる。この『假名都加比』の中で、宣長は、文雄の『和字大観鈔』 年(一七五一)の奥書をもつ『假名都加比』では、「音之假名遣之事」として、掲出する仮名に対応する字音を持つ 仮名遣い研究や僧・文雄による『韻鏡』研究の成果を踏まえ、定家仮名遣いが定着して以降混同されていた、あ行「お」 とわ行「を」の仮名遣いの所属を正したことで知られる書である。 (宝暦四年(一七五四)刊)を多く引用して、書き入れを行っており、 本居宣長の字音仮名への関心は、医者となるべく京都に遊学する以前から既に始まっていたと考えられる。 安永五年(一七七六)に刊行された『字音仮字用格』は本居宣長の漢字音と仮名遣いの研究書である。僧・契沖の 契沖の説と文雄の説を引用していることからも、 宣長の字音研究において、 また、安永五年版本『字音仮字用格』 契沖・文雄の影響は大きい。 におい 宝暦元

その問題を抱えたままとなっている。『韻鏡』の転図の問題については、後に太田全斎『漢呉音図』(文化十二年 字正濫鈔』を著し、定家仮名遣いの誤りを正した。そこで問題となったのが、あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣 ノ軽重」という独自の概念であった。 まま、あ行「お」とわ行「を」の仮名遣いの所属を正したことになるが、その際に、宣長が想定したのが「御國ノ音 行は開口音、 所属するという問題があった。そのため、文雄の『韻鏡』研究を踏まえた本居宣長の安永五年版本『字音仮字用格』も、 であるにも関わらず「合」として分類されており、開口音の「お」の仮名が『韻鏡』 (一八一五) 刊)、東条義門『於乎軽重義』(文政十年 (一八二七) 刊) によって、 発声の軽重の違いと仮名遣いを説明づけようとした。しかし、文雄が著した『韻鏡』研究の書である いであった。 (一七四四)刊)には、諸本間の異同に問題があり、「お」の仮名「於淤飫」が記される第十一転図が本来 文雄は、『韻鏡』に記された「開」「合」「開合」という口の開き具合を記したと考えられる転図によって、 わ行は合口音として、明瞭に分類されることとなる。本居宣長は、 『韻鏡』 第十一転図が「開」に正され、あ 転図の「開」と「合」の双方に 転図の開合に問題を抱えた **『磨光韻鏡』** (延

は「古書」に用いられる字音仮名であることを示しながらも、その出典については明確ではない。 旧来のまま、 の所属を正した安永五年版本『字音仮字用格』が刊行される十五年前の稿本であり、「お」「を」の所属については、 「御國ノ古書」として『古事記』や『日本書紀』『万葉集』といった文献を引用しているのに対して、宝暦十一年稿本 國學院大學図書館に、宝暦十一年(一七六一)の奥書をもつ『字音仮名遣』の写本がある。 本居宣長が「お」と「を」 あ行「を」、わ行「お」となっている。また、 「御國ノ音ノ軽重」という独自の概念についても、 安永五年版本が、文雄の この時点では、まだ用いられていない。 一韻鏡 研究を踏まえながらも、 さらには、

本稿では、國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を手がかりとして、本居宣長の字音仮名の研究の変

遷と宝暦十一年稿本に「古書」として引用される文献を確認することで、宣長の古典研究の展開を明らかにしたい。

### 國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』 の書誌

『字音仮字用格』における宣長の字音仮名・ 古典研究の変遷を確認していく上で、 まずは、 國學院大學図書館蔵の

表紙:代赭色表紙

宝曆十一年稿本『字音仮名遣』

の書誌を確認しておきたい。

外題:「字音假名遣 全 (左打付書

装幀 内題:「字音假名遣 袋綴 (四つ目級)

寸法:縦二六·七糎×横十六·八糎

卷冊 册

丁数:墨付三十四丁

奥書:「寳曆十一年辛巳仲夏/(低七格)舜庵本居宣長撰

貼紙:「千□百五十/凹邨文庫

(低二格)

冊」(表紙

宣長大人真筆請合」(表見返し)

横山先生様

(欄外)

/ (低八格)

記/・字音かなつかいひ

〈本居宣長自筆稿本

/紙三十四葉大本>

册

八万五十円/ (古書肆印)」(裏見返し〔日東印原稿用紙〕)

印記:「(低一格) 伊賀國上野市本町/書肆 沖森直三郎 / (低四格) 〈電話三六一番/振替大阪五二九○九番〉」 (古

#### 書肆印

別添:「本居宣長自筆/ 等と期を同うせるハ本邦語学/国語の再興飛躍時と云ふべし/五十音図の中の「オ」を「ワ」行の「ヲ」を 最 て彼の小津氏/西荘文庫と並び称されし抄籍に/富みし著名文庫なり」(日東印原稿用紙、 ざる/先生手筆の初稿本にして重要典籍なり/刻本との差異を考察する時其変遷/は本邦語學史上の資料た 格等を考へ/本書に手を着けられしものにして其の/前後に開板せる語意考導冠辞考同上/古言梯(魚彦) るを信ず/本書もと凹村文庫の襲蔵品なり凹村文/庫は勢南松阪郊外久保に存せり/本居門乾氏の蔵庫にし しく編じありし故/當時より非常の卓見として其真價を/喧傳せられしものなり/本稿本未だ學界に知られ 葉/(一行アキ)/本稿本宝暦十一年先生三十二歳の時の初度/編述字音かなつかひの原稿本なり然して/ 「ア」行/として從來の先學者の錯置せられし/侭なりしを安永五年本書刻本完成に/到り古に復し其由委 |後の稿成りて刻成頒布に先き立つ/十五年前のものなり即ち先生未だ縣居翁/の門に入らさる當時漢字音 (低一格) 初稿本 字音かなつかひ **#** (低三格) 寳曆十一年仲夏稿 仮綴じ冊子) 紙三十四

列こそ異なるものの、体裁については、ほぼ同様である。奥書には「寳暦十一年辛巳仲夏/舜庵本居宣長撰」とあり、 用格』であるが、宝暦十一年稿本では、外題・内題ともに「字音假名遣」となっている。目次の立項や総論部の内容 國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本の詳細な書誌は右の記したとおりである。安永五年版本の書名は『字音仮字 安永五年版本と宝暦十一年稿本とで大きな相違が見られるが、後半部の字音仮名の掲出については、排

**『字音仮字用格』** 國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本の伝来については、表紙に貼付された「凹邨文庫」の蔵書票と仮綴じされた別 の宝暦十一年段階の稿本であることがわかる。

添の原稿用紙に記された識語から、その一端を知ることができる。この原稿用紙は、裏見返に貼付された古書肆の貼

とはできない。しかし、 名諸子』においても確認することができず、また、 久保村にあったことによるものであろう。 されているが、 とが分かり、 り紙と同じである。識語によれば、本居門の乾氏から古書肆の沖森直三郎氏の手を経て、 用紙に記された乾氏とは、 によれば、 七代当主・乾富敬は、 |門人録||に「文化七年庚午年」「橋村肥後正任」とあり、父・久老没後に春庭の門人となっている。また、 **久守は、宣長の「門人録」には記されていないものの『金銀入帳』に** 授業料を納め、 現在は、 識語に記される本居門の乾氏については、本居宣長の 歌を荒木田久守に師事していたようである。荒木田久守は、荒木田久老の次男で、 國學院大學図書館に収蔵されている。 櫛田川沿いの清水村の商家であった乾家の系図である『乾家累代記録』によれば、 門人と同等の待遇を与えられていたことが指摘されている。 清水村の商家・乾家のことであると考えられる。 本居春庭、 「凹邨文庫」は伊勢の久保にあった文庫であることが記 本居大平、本居内遠の 『授業門人姓名録』 なお、「凹邨文庫」 「橋村図書 「門人録」にも名前を見出 以上のことから、 横山重氏のもとに渡ったこ や『来訪諸子姓名住国 (荒木田久守)」とある の名は乾家の文庫 本居春庭 別添の原稿 鈴木淳氏 乾家の第 |并聞

十 る。 n 宣長が松坂に歸って、 は寛政十年 致する。 一年辛巳仲夏舜庵本居宣長撰」とあるから、こちらが本來の表で、それは宣長三十二歳の筆である。つまり、『鈴 端を見ることができる。 『字音仮名遣』の宝暦十一年稿本については、大野晋氏による次のような指摘がある。 裏の 『鈴屋歌集卷二』 それは浄書した原稿で、 (一七九八) 四年を經た寶曆十一年(一七六一)の奥書のある斷片十五枚 その内容は、 宣長六十九歳の筆であり、「字音假字用格寶曆十一年稿」 の板下下書の末尾には、「午ノ正月五 いま筆者はこれを假りに「字音假字用格寶曆十一年稿」と名づけることとす 明らかに後の 『字音假字用格』で、 日此卷板下書了」と宣長の手跡が その體裁も後の (天理圖書館所藏) の末尾には、 『字音假字用格 あるから、 に

屋歌集卷二』の方が「字音假字用格寶曆十一年稿」の裏を利用したのである。

暦十一年から安永五年までの字音仮名遣い研究の変遷を知ることができよう。 學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本は、三十四丁と多く、首尾を完備しており、宝暦十一年段階における体裁を留めて だし、天理図書館蔵宝暦十一年稿本が『鈴屋歌集巻二』の紙背として利用された十五枚の断片であるのに対して、國 複数冊あった可能性がある。あるいは、宣長自身が浄書した宝暦十一年稿本が転写されることもあったであろう。た いると考えられる。そのため、國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本と版本とを比較することによって、本居宣長の宝 天理図書館蔵宝暦十一年稿本については、筆者未見のため、別稿を期したいが、宣長が浄書した宝暦十一年稿本が(2)

## ξ 宝暦十一年稿本『字音仮名遣』と安永五年版本『字音仮字用格

稿本には、 宝暦十一年稿本から安永五年版本への変遷を理解する上で、まずは、両書の目次を確認しておきたい。宝暦十一年 見出しが無い箇所も存在するため、見出しの無い箇所については、( ) を付して、便宜的に仮の見出し

>宝曆十一年稿本

を付けた。

(○総論

○ワヰウヱオ音圖

(○い・ゐノ假名

○を・おノ假名

○え・ゑノ假名

▽安永五年版本

○おを所属辨

○喉音三行辨

〈三行分生圖・輕重等第圖〉

○字音假字總論

〈字音開合指掌圖・字音假字三會圖〉

〇凡例

○いゐ之假字〈いう・いゆう・いゆ・いふ・いやう・

○りう・りふノ假名

- ○あう・わう・をう・おう・あふ・わふ・をふ・お ふノ假名
- ○いう・いゆうノ假名 いふ・ゐふ附
- ○いやう・ゐやう・いよう・ゐよう・えう・ゑう・

○きう・きふノ假名

えふ・ゑふ

○かう・こう・くわう・かふ・こふノ假名[くわう は右傍書、○符で挿入]

○さう・そう・さふ・そふノ假名 ○しう・しゆう・しふノ假名 ○きやう・きよう・けう・けふノ假名

○しやう・しよう・せう・せふノ假名

○ちう・ちふノ假名

○たう・とう・たふ・とふノ假名

○ちやう・ちよう・てう・てふノ假名

○はう・ほう・はふ・ほふノ假名

○ひやう・ひよう・へう・へふノ假名

や・いやく・いよ・いよく〉

いよう・いむ・ゐむ・いく・いつ・ゐつ・ゐき・い

○えゑ之假字〈えう・えふ・えい・ゑい・えむ・ゑむ・

○おを之假字 えつ・ゑつ・えき〉 附あ・わ〈おう・をう・あう・わう・

○か行之假字〈きう・きふ・かう・こう・くわう・か あふ・おむ・をむ・おく・をく・おつ・をつ〉

○さ行之假字〈しう・しゆう・しふ・さう・そう・さ ふ・こふ・きやう・きよう・けう・けふ〉

ふ・しやう・しよう・せう・せふ〉

○た行之假字〈ちう・ちゆう・ちふ・たう・とう・た

ふ・ちやう・ちよう・てう・てふ

○な行之假字〈なう・のう・なふ・にやう・によう・

ねう・ねふ・にう・にふ〉

○は行之假字〈はう・ほう・はふ・ほふ・ひやう・ひ

よう・へう〉

○ら行之假字〈りう・りふ・らう・ろう・らふ・りや ○ま行之假字〈まう・もう・みやう・めう〉

- ○りやう・りよう・れう・れふノ假名○らう・ろう・らふ・ろふノ假名
- ○にう・にゆう・にふノ假名
- ○なう・のう・なふ・のふノ假名

○にやう・によう・ねう・ねふノ假名

- ○まう・もう・まふ・もふノ假名
- ○みやう・みよう・めう・めふノ假名

○濁音じ・ぢ・ず・づノ假名

- ○わノ假名
- ○んノ字ノ事

○濁音じぢずづ之假字

う・りよう・れう・れふ〉

- ○韻〜いゐ之假字
- ○下中」わ之假字

○韻。む之假字

「を」がわ行に属することを論じた項目である。つづく「字音假字總論」では、契沖の反切上字による「い・ゐ」「え・ 音三行辨」はや行・わ行があ行より生じたことにより混乱が生じやすいこと、そして、その音の軽重を論じた項目で のように表れるのかを図にしたものである。「おを所属辨」では、文献にみえる万葉仮名を例証として、「お」があ行、 「あいうえお」の音に「軽中重」の音声上の差異があり、それが喉音三行(あ行・や行・わ行)の音の軽重としてど ある。「喉音三行分生圖」では、や行・わ行の音がどのようにあ行から生じたのかを示した図で、「喉音輕重等第圖」は、 まず、安永五年版本の目次を見てみると「字音假字總論」よりも前に「喉音三行辨」と「おを所属辨」がある。「喉

ついては説明できるものの、「お・を」の区分については、『韻鏡』の「開」「合」とともに「御國ノ音ノ軽重」とを ゑ」「お・を」の区分を批判した上で、文雄の『韻鏡』の「開」「合」による区分では、「い・ゐ」「え・ゑ」の区分に

喉音三行の直音・拗音を著している。 「いゐ之假字」以降は、掲出仮名に対応する字音の漢字を列挙して、『古事記 鏡』における「お」の仮名の所属も開口音・合口音の双方に所属があることを論じている。「字音假字三會圖」では あわせて区別する必要性を論じる。「字音開合指掌圖」 た図で、「お」と「を」の音が近似すること、また、「を」は合口音であり、「お」は は、「御國ノ音ノ軽重」 の口の開き具合(「開」「合」)を示し 「開」「合」の双方に渉るため、 日 韻

本書紀』『万葉集』をはじめとした文献を挙げている。

先に述べたとおり、「御國ノ音ノ軽重」という独自の概念によって「お・を」の所属を区別したことに安永五年版本 長にとって、 の大きな特徴がある。 以上の安永五年版本の構成を見ると、「喉音三行辨」と「おを所属辨」が「字音假字總論」に先立つことから、 喉音三行の区別と「お・を」の仮名の所属についてが大きな関心であったことが理解できる。 宣

さて、これに対して、宝暦十一年稿本では、総論にあたる冒頭部において、次のように述べる。

音ミナ此)三音ヨリ出ルモノ也、(中略)アイウエヲトヤイユエヨトノ二音ニハ假名ノ混スルコトナキユヘニ紛, 凡、文字ノ假名遣 ノ難義ナルハアイウエヲ ヤイユエヨ ワヰウヱオ此つ三音ニアリ、此つ三音ハミナ喉音也、

アヤウユヲヨ如此ニ異呼ナレハ也、 アイウエヲトワヰウヱオトノ分別ヲ大事トスル也

あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣いに難があることを述べ、

あ行とや行につ

宝暦十一年稿本の右の記述では、

稿本では訂正するに到っていない。これは、宝暦十一年稿本が「御國ノ音ノ軽重」という独自概念を想定していない で特に注意されるのは、 いては紛れることはないが、あ行とわ行については、きちんと分けることが重要であることを述べている。 この点については、宣長は、「をおノ假名」で、その所属が不審であることを述べているが、 安永五年版本に見られた「お・を」の所属が、未だ、 あ行「を」、わ行 「お」となっている 宝暦十 二年

行にあることは意識していたことが分かる。その喉音三行をどのように区別するのについて、宣長は、 ことに起因していると考えられる。ただし、宝暦十一年には、仮名遣いの乱れの原因が、あ行・や行・わ行の喉音三 次のような説

サレハ韻鏡ノ開転ニ属スル字ハミナヲイエヲカクヘシ、合転"属スル字ハヰヱオヲ書ヘシト
※※ クシテミナ開口ノ音也、ヰヱオア重クシテ合口音也ト、サテ開音合音ヲ分ッコトハ韻鏡ノ開転合転ニテ分ッ也、 エ ヱ 

長は、あ行・や行が軽く発声する開口音、わ行が重く発声する合口音であることは認めつつも『韻鏡』の「開」「合」 の転図によってのみ、喉音三行を区別する文雄説を次のように批判する。 右の説については、宣長は誰の説であるのについて言及していないが、文雄の説であることは間違いなかろう。宣

ゴトク開合"ヨラバ、ヨハ開也、オハ合ナルニ此,於,字合転,字也、ヨノ音合転"入ルコトイカヾ、(中略) ヨク 字モ開音也、下戸字合ナレハ帰納モ合也、反切戸上戸字ニハカ、ハラズ、今假名モ是三二准せハ開合ハ一字戸音で ヰウヱオハ合音ナレトモ韻鏡ノ開合転"ツキテ其)文字) 假名ヲバ定メガタシト知ルヘシ ルモノナレハ上〜假名〜開合ニハカ、ハルヘカラズ、タトヘバ於〜字〜如キ漢音〜ヨナリ、呉音ハオナリ、是モ右 開音合音ハモト文字ヲ反切スルニ反切´下´字ニ従フコトナリ、上´字´開合ニハカ、ハラズ下´字開ナレハ帰納゙ 按スルニ開合ヲ以テイエヲ ヰヱオヲ分ツコト今少シカナヒガタシ、尤"アイウエヲ ヤイユエヨハ開音、ワ

の転図の分類と合わなくなることを指摘する。その上で、何によって区別すべきかという問題に対して、「文字ノ反 て掲出される「於」が反切上字にあった場合、漢音が「よ(開口音)」、呉音が「お(合口音)」となるため、『韻鏡 宣長は、 の「開」「合」は、反切下字による区分であり、反切上字を見ると、『韻鏡』 の転図で「合」とし

所属を決定する「ナラヒ」とは契沖説であると考えられる。(エ) 決定するという、契沖の『和字正濫要略』の説を挙げて、これを批判しており、宝暦十一年稿本における仮名遣いの 切上字によって仮名遣いの所属を決める「ナラヒ」があることを指摘する。この「ナラヒ」とは、具体的に誰の説で 切¬字ヲ以テ音ノ假名ヲ定ムルニナラヒアリ、タトヘバ易¬字¬以鼓¬反ナルユヘニイノ假名ナルコトヲ知ル也」と反 あるのかについて、宝暦十一年稿本では言及していない。しかし、安永五年版本では、反切上字によって仮名遣いを

この反切上字によっても、喉音三行の区別がつけられない場合については次のように述べる。

ソノ反切、上字モイヰ、ユヱ、ヲオノ内ニテワカチカタキ時ハ又其、字ヲ反切シテ見ル時"再三反セハ、ソ、内"ワヤソノ反切、上字モイヰ、ユヱ、ヲオノ内ニテワカチカタキ時ハ又其、字ヲ反切シテ見ル時"再三反セハ、ソ、内"ワヤ

について述べた後、「漢音ハイエヲ゠シテ呉音ヰヱオ」字アリ、又漢音ヰヱオ゠シテ呉音イエヲ」字アリ、是」ヲ辨フル るとする。これにつづけて、『広韻』『玉篇』などの正しい韻書に拠る必要性があること、あ行とわ行の「ウ」の扱い。 (よう)」となるように、最終的に「ワ・ヤ・ユ・ヨ」の四つの音にたどり着き、あ行・や行・わ行の所属が決定でき ては、反切上字で出てきた文字の更に反切上字を見ることを繰り返すことによって、「以(い・ゐ)」の反切上字が「羊 宣長は、「易」の反切上字の「以(い・ゐ)」の字の如く、反切上字があ行とわ行の双方に所属する音の場合につい 字ヲ得ルユヘニ易、イン假名ト知ル類ナリ ユヨノ四字、音ヲ得。ナリ、右"イヘル易、字、反切、上字以、字、コレモ分チカタキユヘニ又以、字、反切ヲ見。"羊,

しかし、宣長は「ワヰウヱオ音圖」の解説において、次のように述べている。

コト又反切"アリ」と漢音・呉音の区別も反切によって、決められると述べる。

ヲ反切ニ用ヒタル字ハミナ漢音ハアイウエヲ ヤイユエヨ 音也、呉音ハワヰヤ ヱオ 音也ト知へシ、是 漢音ト 鳥哀都反、哀漢音アイ呉音ヱナリ、下'見ユ、都漢音ト呉音ツ也、サレバ鳥/字漢音ヲ呉音ヲ也、 モシ此ノ鳥ノ字

や行・わ行、そして、漢音・呉音を決定することができるという、総論の論理から一貫しているとは言いがたい。 '字音仮名遣』の字音仮名を列挙する後半部においても、反切上字があ行・わ行の双方にわたる場合については、 **呉音トニヨリテイエヲ ヰヱオノ別アルコトヲ知ヘシ、サレバ字音´假名遣ハヤウイニハ定メガタシ** わ行を呉音として、あ行・わ行双方に所属する字音仮名として掲出しており、反切上字によって、あ行・

「ワヰウヱオ音圖」(図1)には、同様の体裁の図が「ワ・ヰ・ウ・ヱ・オ」の五図載せられている。この「ワヰウ

さて、宝暦十一年稿本では、総論につづけて、「ワヰウヱオ音圖」という、安永五年版本には見えない図が載せら

ヱオ音圖」について、宣長は次のように述べる。

れている。

スワッワ等ハ皆直音ニ直シテ呼フ也、直音"ナヲストハスワ」反サ、ツワノ反タナルユヘニスワンヲバサント呼ヒ、 ツワンヲハタント呼フ也、(中略) ○ワハ本ト上"ウヲ帯"テウワ也、サレバクワ スワ ツワ等ノ類音也 ○右、圖ヲ見テワ ワン ワウ ワイ ワク ワツ等、音、体ヲ知ヘシ、スベテ音、体ヲヨク~~辨ヘズハイヰ **ノ假名分゚ガタカルベシ、右ノ圖ノ類音ヲヨク~~見ルヘシ、類音トハ横´十行也、スベテワノ音´・上゚ウノ音ヲ** エア

出している。さらに音の違いとして「類音」を「重」、「直音」を「軽」として、わ行とあ行を音の軽重として対照さ ものが「直音」であり、「ワヰウヱオ音圖」では、「クワーア」のように、上段に「類音」を挙げ、下に「直音」を掲 考えているようである。この考え方は、所謂、合拗音として理解していると考えられる。そして、「類音」を直した と述べるように、「横、十行」とは、五十音図のウ段にあたり、それに「わ」の音が付随したものが、わ行であると 頭に「ウ」の音を帯びた音が、わ行であるとしており、「類音」であるとしている。「類音トハ横、十行也」

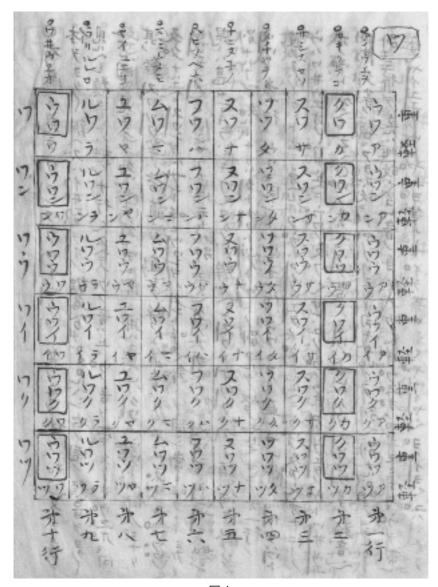


図 1



図2

音のこととして理解していると考えられる。 重ヲ知ヘシ」と述べるように、頭に「イ」の音を帯びた音がや行であり、 き也、や、イヤ也、ゴ、イヨ也、ユ、イユナリ、是、以テヤイユエヨトワヰウヱオ、軽 せて捉えていることが分かる。や行について「ヤイユエヨ」中」やユヨ等ハ上。イヲ帯 所謂、 開拗

會圖」へと発展していく図であると考えられる。 安永五年版本とは大きく異なっているが、わ行は「ウ」の音を帯びた音 音・拗音の考え方であり、安永五年版本において、直音・拗音を記した「字音假字三 行は類音を直音に直した音、や行は頭に「イ」を帯びる音という捉え方は、 る考え方をしていることが分かる。「ワヰウヱオ音圖」は、わ行を基準とすることなど、 びた音として捉えており、 の音を基準として、あ行は「類音」を直音にも直した音、や行は頭に「イ」の音を帯 宝暦十一年稿本では、「ワヰウヱオ音圖」の理解を踏まえて、次に、図2を載せる。 以上の「ワヰウヱオ音圖」に見るように、宝暦十一年稿本において、宣長は、 喉音三行は、あ行から生じたとする安永五年版本とは異な (類音)、 所謂、 あ 直

ての 自筆資料」では、図2に「軽・中・重」を加筆した記述が見え、この図が、「御國ノ る る。 図2は、 「御國ノ音ノ軽重」という考え方は見出だせないが、 総論における解説などから、ここで示された「開」「合」は 「開」「合」とは別であると考えられる。この図からは、 喉音三行における開口音・合口音と音の軽重を図式化したものと考えられ 松阪市所蔵の 安永五年版本に見られ 『韻鏡』の転図とし 「字音仮字用格

+	P	7	#	3	1	1	1	-	P	7	I	'n	1	P
ハラマ	一百百	あるから	サラサラ	1000	かくから	平イエラ	一丁多	イイイウ	てなった	ララ	エラ	300	イラ	アウ
分から	シュラ	かちら	3#ラ	クロウ	# Duly	きょう	+30	キイウ	キャウ	四字	47	199	キップ	カウラ
スルラ	ススウ	ふよう	スサウ	スワラ	これのう	110	シュウ	シイヴ	シャウ	ソウ	セラ	スウ	之夕	サウ
マから	コラ	マナ	子ウ	つらウ	-th mily	主ラ	43.9	ナイラ	ナヤウ	トラ	テツ	ツ	キラ	タラ
又太少	ショラ	又東ウ	又非少	スワウ	コョウ	三五八	100	ライウ	まず	15	子ウ	スラ	15.75	ナウ
フォウ	で見り	フマウ	フサウ	3	Simin	七十八つ	540	ヒイウ	545	7.	6	3	2.3	から
ムルウ	白ュラ	大文	ム井ウ	台号	Chillian	三五	社ら	319	100	モヴ	メウ	ムウ	3.09	マラ
ユホウ	五月	五字与	工井ウ	3	イカック	でもら	13	39	1739	13	エウ	ユウ	7.19	マラ
しまう	ルスウ	ですり	ル井ウ	いらう	1130	リエウ	りから	りくら	る	200	レウ	ルウ	リウ	ラウ
マデラ	するウ	1-65.43·	さ井ら	でいう	梅のう	サーナ	#75	チィウ	までい	カラ	ュウ	サウ	トウ	マラ

図3

音ノ軽重」という独自の概念に展開していくものと考えられる。

た「ワヰウヱオ音圖」を踏まえて、あ行・や行・わ行にそれぞれ最下部の音が付随した場合の発音、つまり、「いう・ 「(空欄)・ウ・イ・ン・フ・ツ・ク・キ」と記された同様の体裁の図が、計八図ある。この図は、直音・拗音を示し いゆう」などの二音節の仮名、所謂、「二合仮名」を図としたものと考えられる。 宝暦十一年稿本では、図2につづけて、図3が掲載されている。図の最下部「ウ」と記されている箇所にそれぞれ

よう。 年段階において、宣長は、既に、あ行・や行・わ行、所謂、喉音三行の所属について、問題意識を持っていたといえ く。これまで確認したように、宝暦十一年稿本の冒頭部・総論や「ワヰウヱオ音圖」の各図を見てくると、宝暦十一 以上の宝暦十一年稿本の総論や「ワヰウヱオ音圖」にみえる宣長の解説を踏まえ、仮名遣いが紛れやすいとされる さて、これ以降、宝暦十一年稿本は、仮名を掲出し、それに対応する字音仮名を列挙していく各論部へと入ってい

「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の喉音三行の各論部の字音仮名について、宝暦十一年稿本と安永五年版本との記述内 容を比較しながら確認してみたい。

#### V · プ。

▽宝暦十一年稿本

[い]以〔羊已反〕異〔羊吏反〕怡〔以脂反〕已〔音怡〕易〔以豉反〕伊〔幺夷反又於脂反也、幺´於堯反也、サレい〕 恚〔於避反、呉音ゐ〕醫〔於其反、呉音ゐ〕懿〔乙兾反、呉音ゐ〕意〔於記反、呉音ゐ〕威〔於非反、呉音ゐ〕 支反〕姨〔以脂反〕夷彝頤貽飴荑〔以上六字音姨〕肄〔羊至反〕猗〔於離反、呉音ゐ〕倚〔於綺反、呉音ゐ〕 ハ伊∵字ハ漢音い呉音ゐナリ、常ニいノ假名ニ用ルハ漢音ナリ○以上六字、古書¨いノ假名ニ用ヒタリ〕移〔弋

依〔於希反、呉音ゑ〕衣〔音依〕扆〔於豈反、呉音ゑ〕

あ為 〔遠支反、去声、于僞反也、遠、雲阮反ナレハヱン也、サレハ為、字ゐノ假名ナリ〕 謂 〔于貴反〕 位 〔于愧反〕

○以上九字、 古書ニゐノ假名ニ用ヒタリ、惟〔以追反〕遺維 [以上二字、音惟] 洧〔榮美反〕 帷 〔洧悲反〕

〔以水反〕矣〔于紀反〕違圍〔以上二字、音韋〕胃〔于貴反〕彙〔音胃〕畏慰〔以上二字、 音尉〕猗倚恚

醫意懿〔以上六字、漢音い〕

以上ノ字ミナゐ、假名ヲ書・ヘシ

□以伊以異怡易日□安永五年版本

い伊以異怡易已移夷肄〔以上九字、古書ニい ノ假字ニ用タリ〕 貽飴詒倚猗姨頤圯彝醫矣意懿 〔以上廿二字、 漢

呉共ニい〕衣依扆〔以上三字、呉ハえ〕

○右ノ字皆開口音ニテ韻鏡開轉ニ属ス

|ゐ||爲韋位威謂渭偉委萎尉〔以上十字、古書ニゐノ假字ニ用タリ〕 惟維唯惟遺逶恚洧鮪違圍闈慰畏胃彙緯葦

○右ノ字皆合口音ニテ韻鏡合轉ニ属ス〔一本ニ帷∵字ヲ第六開轉ニ載タルハ非ナリ〕

え・ゑ

▽宝暦十一年稿本

〔えゑ〕假名ツカヒモをおノ如ク古来混雑シテ辨シガタシ、 反切ヲ以テ正スニ協ハザル字多シ、 又開合ヲ以テ是

レヲ正スニモ協ハズ、古へ何ヲ以テ定メケルニヤ不審

哀愛埃延詠叡曳要衣

ミナ協ハズ、是「ヲ辨スルコト左」如シ〕 〔右〕字ミナ古来え〕假名''用゚'タリ、此`内、延叡曳要`四字`え`假名''用ユベキコト也、下''見ユ、其餘ノ字ハ

哀〔烏開反〕埃〔音哀〕愛〔烏代反〕〔以上三字、漢音あい呉音ゑ欤〕

假名『用ルモ故アルカ其ウへ皆開音』字也〕(傍線は筆者による) ナレトモ、マイ¬反メ、タイ¬反テ、ライ¬反レ、カイ¬反ケ、是¬ラニ准ズレハ、アイ¬反エ、ナルユヘニえ¬ イヒ代ヲてト云ヘシ、但シ哀愛トモニ反切ッ上字烏ノ字ナレハゑッ假名ナルヘキニえッ假名ニ用ルコトハイカヾ シテ此例多シ、米ベー弟ダィ禰オデイルトラー妹ベー怪クラーィ准テー解ダー賣スデ、是レ等ノ例゚ー准スレハ哀埃愛等ヲゑトイヒ開ヲけト 又代、字モて、音アルカ、是、モ万葉、多、て、用ヒタリ、然レハ烏代、反ゑナルヘシ、スヘテ右三字ミナ灰、韻ニ [右三字え〜假名''用ルコト反切〜開〜字け〜音アルニヤ、万葉"多〜開ヲけ''用ヒタリ、然レハ烏開〜反ゑナルヘシ、

此字え`假名''用ルコト、又不審也、但シ開音ナルウへ漢音い`五音ヲ通シテ、アイウエヲナレハえ''用ル欤〕 字宵〜韻也、要モ同シ、古来蕭宵〜韻〜字〜假名ヲハエウ・ケウ・セウ・テウ・ネウ・ヘウ・メウ・レウ・ヱウ **〔為命反、合音、漢音ゑゐ呉音ゐやうゥわう欤、此字え﹞假名ニ用ルコト不審〕衣〔ホケ禿反、漢音い呉音ゑ也、** ト書\*来゚ハソレニ従フテ於笑、反エウ''ナル故''え、假名''用ヒンモ可也、其ウへ同音也〕哀埃愛衣〔以上四字

『胡桂反〕衛〔于劌反〕穢〔於廢反、漢音あい呉音わい也、『『『』 [胡怪反]畫 [胡卦反]繪〔音會〕淮〔戸乖反〕 常二呉音ゑ也、哀愛ノ格ナリ〕隈〔烏恢反、

ノ説見ュ上・」依〔音衣〕

#### 、以上、ゑっ音ミナ呉音也、 漢音ナシ

▽安永五年版本

|え||哀埃愛〔以上三字呉ナリ、漢ハあい〕衣依〔此二字モ呉也、漢ハいナリ〕延要曳叡〔以上九字、古書ニえノ假

字ニ用タリ

○右ノ字皆開音ニテ韻鏡開轉ニ属ス(以下略

||ゑ恵〔呉ナリ、漢ハけい〕隈穢〔二字呉ナリ、 古書ニゑノ假字ニ用タリ〕慧 〔呉ナリ、 漢ハけい〕 漢ハわい〕 壊迴 囘會繪淮 〔二字呉ナリ、漢ハくわい〕畫 [四字呉ナリ、漢ハくわい]衛 〔呉也、 漢ハくわい又 〔以上八字、

くわ〕。附烏

○右ノ字皆合音ニテ韻鏡合轉ニ属ス (以下略

>宝曆十一年稿本

[をおノ假名ツカヒ古来混雑シテ辨シガタシ、反切ヲ以テ是<sup>1</sup>ヲ正スニ皆協ハズ、又開合ヲ以テタヾスニモを<sup>1</sup>假

名二用ヒ来ル字多クハミナ合音ノ字ナレバ是゚又協ハズ、古へ何ヲ以テをおノ假名゚文字ヲ定メケルニヤ不審也、

クハシク左ニ辨スル也、考へミルヘシ〕

乎鳥塢嗚弘逈惋遠袁越

、右ノ字ミナ古書ニを 、假名 ・用ヒタリ、 此一内、 烏塢鳴)三字ハを)假名ニテヨク協へリ、下「見ユ、其)餘)字

乎 **ウゴ** 〔戸呉反、合音、漢音こ呉音お也〕弘〔胡昿反、合音、漢音こう呉音おう也〕逈 「戸呂 ハミナ協ハズ、反切ニテモ開合ニテモ叶ハズ、是『辨スルコト左ノ如シ〕

ウチャウラアで

合音、 漢音けい呉

反、合音、漢音ゑん呉音わん也〕越〔王伐反、合音、又于厥反、漢音ゑつ漢音わつ也、常ニ漢音ゑつ呉音おつ也〕 音〕惋〔烏貫反、合音、漢呉音わん、又於元反、漢音えん〕遠〔雲阮反、合音、漢音ゑん呉音わん也〕袁〔雨元 **〔右七字〕音ヲ見ルベシ、五音通用シテモワヰウヱオ"コソ通スレ、アイウエヲ・ヤイユエヨ"通スル音ニアラズ、** 

然ルヲを`假名'用ヒタルコト返ス~~不審也〕(傍線は筆者による)

路反、漢音を呉音お也〕悪〔音汙〕

|お||於〔央居反、漢音いよ呉音お也〕淤〔音於〕意〔常ニハ音いナレトモ又乙 | 反ニテ憶ト同音ニナルコトアリ 音おん也〕乙〔於乞反、漢音いつ呉音おつナリ〕〔○右八字、古書ニおノ假名ニ用タリ〕汙悪〔以上二字、漢 呉音おく也〕隱〔ポッロン 漢音いん呉音おん也〕飫〔依倨反、漢音いよ呉音お也〕磤〔kトト反、漢音いん呉 其時漢音いよ呉音おく也、此´音ヲ用テ古来いノ假名ニハ用ヒズ、おノ假名ニノミ用ユ〕憶〔於力反、漢音いか、

▽安永五年版本

音を呉音おナリ〕

|お||於淤飫。意憶億隱磤乙應〔以上十字、古書ニおノ假字ニ用タリ〕

○右意以下七字ハ開轉ニ属ス、於淤飫◯三字ハ第十一合轉二属セリ (以下略

|を|| 袁遠怨鳥乎呼鳴塢弘越日惋迴〔以上十三字、古書ニをノ假字二用フ〕 汙悪

筑前)郷名曰佐アリ〔今,本ニ日佐ニ作レルハ皆誤写ナリ〕(以下略)(傍線は筆者による) ○右ノ字皆合音ニテ韻鏡合轉ニ属ス(中略)曰ヲをノ假字ニ用タルハ姓氏錄ニ譯語氏ヲ曰佐トカキ、

以上、両書を比較してみると、宝暦十一年稿本と安永五年版本との「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の字音仮名の所

版

本の所属を示す。

音仮名の所属の異同を示すと次の通りである。 「五音通用シテモワヰウヱオ"コソ通スレ、 属に異同があることが分かる。特に、「え・ゑ」「お・を」の仮名については、 ト返ス~~不審也」と、 『字音仮字用格』の大きな特徴である「お・を」の所属については、 その所属が不審であるとしながら、「お」をわ行、「を」をあ行としている。 アイウエヲ・ヤイユエヨ''通スル音ニアラズ、然ルヲを´'假名''用ヒタルコ 掲出字に対して、( ) 内の上段が宝暦十一年稿本、 宝暦十一年稿本では、「を」の仮名に対して、 疑問を呈する記述が多く、 下段が安永五年 両書における字 安永五年版

あり、 用タルハ姓氏錄ニ譯語氏ヲ日佐トカキ、 その所属を見てみると、 は、「威」を「古書」においては「ゐ」の仮名として用いられていると述べながらも、漢音「い」呉音「ゐ」であり、 り返すことによって、あ行・わ行のいずれかの所属が決定できるとする総論の記述とは乖離してしまっていることが 形で文献上の仮名遣いに注意を払いながらも、あくまで、反切上字を基準として仮名遣いの所属を分類しているため あ行「い」・わ行「ゐ」 わかる。また、 一暦十一年稿本では、 荑 シ―ゐ)、意(いゐお―いお)、怨呼曰迴 代わりに反切を詳細に挙げている。 そのため、 漢音・呉音の区別についても、漢音をあ行、呉音をわ行として区別しているため、 宝暦十一年稿本では、 の双方に所属する字音仮名として掲出している。これは、 あ行・わ行双方に属する字が見える。反切上字の漢字の更に反切上字を導き出し、それを繰 宣長自身が総論で述べていたように、 (いゐ—ゐ)、 詒坦 (ナシ—い)、 和名抄ニ筑前「郷名日佐アリ、」と『新撰姓氏録』や『和名類聚抄』といっ 「万葉''多′開ヲけ''用ヒタリ」など具体的な書名を挙げる例はごく僅かで 対する、 (ナシ―を)、億應 (ナシ―お)、汗悪 安永五年版本では「を」 矣 (ゐ―い)、 反切上字の音に基づいて仮名の所属を決定しており、 猗倚醫懿 の仮名 宝暦十一年稿本が「古書」という 「日」について「日ヲをノ假字ニ (おを―を) (いゐ―い)、 逈 **渭逶鮪闈緯葦** 宝暦十一年稿本で テ

曖昧さを残すものの、文献上にみられる仮名遣いに基づいて分類しており、ここに宝暦十一年から安永五年に到るま 献上における使用例に注意を払っているということである。漢音・呉音の決定については、安永五年版本においても 音仮名を区別する意識がみてとれる。つまり、宝暦十一年稿本においても『韻鏡』や韻書などに基づきながらも、文 での宣長の古典研究の進展をみることができよう。 れ以外の字音仮名を明確に分けている点である。ここに宣長の『韻鏡』や韻書などの理論上の字音仮名と文献上の字 具体的な「古書」の書名が掲出されてはいないが、両書の姿勢として共通するのは、「古書」にみえる字音仮名とそ 数の例証を挙げながら、仮名遣いの所属を決定している。宝暦十一年稿本は反切が中心であり、安永五年版本ほど、 た具体的な書名を挙げており、二合仮名について論じた箇所では、さらに『古事記』や『万葉集』、「六国史」など多

年版本が利用する文献の差異を見ることで、宝暦十一年以降から安永五年に到るまでの本居宣長の古典研究の進展を この宝暦十一年稿本における「古書」とは具体的に何か、そして、宝暦十一年稿本が利用している「古書」と安永五 年稿本においても、「古書」として文献上の仮名遣いの利用に注意が払われていることには留意する必要があろう。 版本に対して、宝暦十一年稿本は未だに反切を中心とした理解から脱し切れていない。しかしながら、その宝暦十一 知ることができよう。 以上のように、 『古事記』や『万葉集』「六国史」などの多くの文献に例証を求めて仮名遣いの所属を記す安永五年

## 四、『字音仮字用格』の「古書」と本居宣長の古典研究

遣いの研究は、宝暦十一年の段階から、仮名遣い研究を契沖から、漢字音研究を文雄から影響を受けて成立している 宝暦十一年稿本では、 先行説について、 誰の説であるのか、具体的に名前を挙げることはないが、 宣長の字音仮名

といえる。そして、安永五年版本では、さらに『古事記』『万葉集』「六国史」などの上代文献を中心に古い文献に例 的な書名は挙げられていない。そこで、『字音仮字用格』の安永五年版本と宝暦十一年稿本とに見られる文献 証を求めている。対する宝暦十一年稿本では、「古書」という形で文献の用例であることを示しながらも、 その具体 の引用

を比較することで、宣長の古典研究の展開をみていきたい。

音仮字用格』 と安永五年版本については、 名一覧表」に拠り、「主要万葉仮名一覧表」に掲出が無く、『字音仮字用格』にのみ「古書」として掲出の字音仮名に 書」の例を『時代別国語大辞典 れる字音仮名に○を付した。また二合仮名については「古書」あるいは具体的な書名を挙げて指摘がある場合のみ、『字 ついては表の末尾に仮名を追記し、 せてみてみたい。 時代別国語大辞典 宣長の古典研究の展開を確認する上で、 の掲出箇所を記した。 万葉仮名「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の掲出は 上代編』 「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」掲出の字音仮名のうち「古書」に用例があると指 所収 (上代編] 「主要万葉仮名一覧表」によって○を付した。『字音仮字用格』 網掛けで示した。 所収「主要万葉仮名一覧表」の上代文献の万葉仮名の使用例と照らし合わ 宝暦十一年稿本と安永五年版本との「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」 左記の表のうち、『古事記』『日本書紀』『万葉集』 『時代別国語大辞典 上代編』 所収 の宝暦十一年稿本 については 「主要万葉仮 がさ

肄	馬声	五十	胆	射	<sup>41</sup> 壱	红印	女 因	42.揖	易	移	已	異	以	怡	夷	伊	6.0
									0		0	0	0	0		0	稿本
0		「いむ」			「いつ」	「いむ」	「いむ」	「いふ」	0	0	0	0	0	0	0	0	版本
		0			0	0										0	古事記
		0	0		0		0		0			0	0	0		0	日本書紀
	0	0		0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	万葉集

渭	尉	居	猪	井	偉	委	萎	謂	威	位	為	韋	ゐ
	0				0	0	0	0	0	0	0	0	稿本
0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	版本
		0	0	0								0	古事記
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	日本書紀
		0	0	0				0		0	0		万葉集

	_		_			_			
吉	枝	江	兄	要	遙	曳	延	叡	え(や行)
				0		0	0	0	稿本
				0	「えう」	0	0	0	版本
	0	0	0				0		古事記
0	0	0	0		0	0	0	0	日本書紀
0	0	0	0	0	0	0	0	0	万葉集

詠	可愛	得	荏	榎	埃	哀	亜	依	愛	衣	え(あ行)
0					0	0			0	0	稿本
					0	0		0	0	0	版本
			0				0		0		古事記
	0				0	0			0		日本書紀
		0	0	0				0	0	0	万葉集

淮	絵	会	回	咲	座	坐	画	穢	隈	衛	佪	慧	廻	恵	ゑ
		0	0					0	0	0				0	稿本
0	0	0	0					0	0	0				0	版本
						0								0	古事記
								0	0	0		0	0	0	日本書紀
				0	0		0				0	0	0	0	万葉集

											_
億	<sup>**</sup> 乙	磤	***E	応	憶	淤	飫	隠	於	意	お
	0	0			0	0	0	0	0	0	稿本
0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	版本
						0		0		0	古事記
	0	0	0		0	0	0		0	0	日本書紀
	0		0	0	0		0		0	0	万葉集

迴	逈	叫	綬	緒	雄	男	麻	少	尾	小	ヺヺ越	惋	弘	塢	嗚	呼	怨	遠	日	鳥	袁	乎	を
	0										0	0	0	0	0			0		0	0	0	稿本
0					「をう」						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	版本
						0	0		0	0								0			0		古事記
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0	日本書紀
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0	0		0	0	0	万葉集

からの一覧表の差異にも注意をしなければならないが、右の表によって、 どについては注意せねばならない。 以 上は、 『時代別国語大辞典 上代編』 また、 所収「主要万葉仮名一覧表」との比較表であるため、 宣長が実際に見ていた写本・版本からの例証と、 傾向を見出すことができよう。 校訂を経た現代テキスト 対象外となった文献な

書」への言及が少なく、 仮名については宝暦十一年稿本も安永五年版本も、 時代別国語大辞典 上代編』 安永五年版本は多くの文献を例証として挙げているため、大きな違いがある。 所収「主要万葉仮名一覧表」は、 当然、 掲出はない。二合仮名については、 音仮名・二合仮名・訓仮名を掲出してい 宝暦十一年稿本は るため、 訓

仮名と一致していることが分かる。「ゐ」の仮名ついては、 延曳要」のうち「叡延曳」については『日本書紀』『万葉集』にみえる。「要」については『万葉集』のみに一致する。 げられている。 例としてあげられていない。 十一年稿本では、「古書」にある字音仮名として挙げる「伊怡以異已易」の六字うち、「已」以外は 宣長が宝暦十一年稿本で取り上げ、 せて、表を分けた。 の仮名については、宣長は、あ行・や行を区別して掲出していないが、右の表では、「主要万葉仮名一覧表」にあわ ·正倉院文書』や「風土記」「金石文」などの他の文献の万葉仮名とも一致せず、『日本書紀』 の当該条がい 以外の文字は『日本書紀』と一致しており、特に「萎委偉」については、「主要万葉仮名一覧表」で載せられる 音仮名については、宝暦十一年稿本を中心に細かく比較してみたい。まず、「い」の仮名については、 宣長は つ頃書かれたものであるかは不明であるが、京都遊学中とみられる。や行「え」 あ行「え」の仮名「衣愛哀埃詠」の五字のうち、「哀埃」は『日本書紀』のみに見える仮名である。 『本居宣長随筆』 <sup>(20)</sup> しかし、谷川士清 安永五年版本で削った「詠」の字は、「主要万葉仮名一覧表」のどの文献にも用 の中で、 『日本書紀通証』「音韻類字」条には「え」の仮名として「詠』 『日本書紀通証』 宝暦十一年稿本の「韋為位威謂萎委偉尉」 「音韻類字」条を抄録しており、 のみに一 この の仮名である 『日本書紀』 の九字のうち、 致する。「え」 『本居宣長随 の音 宝 暦

紀』と一致し、「磤」は『日本書紀』にのみ一致する仮名である。「を」の仮名は、宝暦十一年稿本では、「袁」が するため、『日本書紀』を主たる文献とした可能性を指摘することは難しいが、「隱」以外の仮名については 代文献ではない資料を目にしていた可能性も指摘できる。「お」の仮名については『古事記』や『万葉集』とも一致 うち、「隈穢」については、『日本書紀』のみに一致し、「衛」は『日本書紀』『万葉集』に一致する。宝暦十一年稿本 宝暦十一年稿本の「えゑノ假名」の中で、「万葉"」という記述が見えることからも宝暦十一年の段階で契沖の『万 本書紀』と一致せず、『日本書紀』に「を」の仮名としてあげられている「日」が一致しない。「鴫弘惋」の三字は 本書紀』のみ見える仮名で、宝暦十一年稿本、安永五年版本ともに一致する。 の「囘會」、さらに、安永五年版本で追加された「繪淮」については「主要万葉仮名一覧表」に一致せず、主要な上 の仮名遣い研究を受容していたことがわかる。「ゑ」の仮名では宝暦十一年稿本の「恵衛隈穢囘會」の六字の 『日本書 日 日

宝暦十一年稿本に比べ、「古書」として挙げられる仮名が多くなっており、『古事記』や『万葉集』にのみ一致する仮 名も多くなっている。一方、宝暦十一年稿本では、宣長は『万葉集』も見ていることは間違い無いが、傾向としては、 たことを示していると考えられる。 『日本書紀』の字音仮名と多く一致する。これは、宝暦十一年における宣長の上代文献の中心が『日本書紀』であっ 以上、「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の万葉仮名、特に音仮名について、上代文献と比較してきた。安永五年版本は、

る抄録時期については不明であるが、上記抄録とは別に『日本書紀通証』の「倭音通音(倭語通音)」を書写し、そ 京都遊学中に記した『本居宣長随筆』では、谷川士清の『日本書紀通証』を抄録しており、『本居宣長随筆』におけ 本居宣長は宝暦二年三月十六日に堀景山に入門した後、宝暦四年九月二十八日に『日本書紀』を購入している。そ 宝暦六年七月二十六日には、師・景山より『日本書紀』を伝与され対校を行っている。さきにも述べたように、

とが分かる。 の奥書に「宝暦乙亥孟夏晦日」とあることから、 宝暦五年 (宝暦乙亥)には既に『日本書紀通証』 を披見していたこ

ろ 事記伝』に言及している箇所があることからも、真淵との出会い以降、 草稿には る活動をみれば、 ているといえる。 違いなく『古事記』であり、 と、「お」「を」の所属を、 りかかっていくこととなる。 宣長は、この後、 『日本書紀』であったということができよう。 『直毘霊』として収められた『直霊』が成稿した年である。また、安永五年版本 「御國ノ古書」の語が見え、また、その内容からも、 しかしながら、宝暦十一年稿本『字音仮名遣』にみる「古書」の傾向や、 『古事記』 宝暦十三年に賀茂真淵と出会い、本格的に『古事記』の研究をはじめ、『古事記伝』 あ行「お」、わ行「を」に正す考えに至ったと考えられる。 研究を開始する以前における宣長の上代文献に対する学問の基盤となっているは、 本居宣長記念館に蔵されている明和八年(一七七一) 宣長の『古事記』研究は、 安永五年版本 明和八年には「御國ノ音ノ軽重」という独自概念のも 『字音仮字用格』 宣長の上代文献の研究の中心となるのは、 頃の宣長自筆 『字音仮字用格』において 明和八年は『古事記伝』一之 の成立にも大きな影響を与え 宣長の京都遊学中におけ 『字音仮字用格 0) 執筆に取 古 間 0)

#### 五、おわりに

0 相違を確認するとともに、 國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を中心に、 宣長の字音仮名遣いの研究と古典研究の展開を見てきた。 安永五年版本との比較を通して、 内容

『字音仮字用格』の草稿本である』 國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本の伝来については不明な点もあるが、 伊勢松阪にあった文庫に蔵されていた

じた。しかし、宝暦十一年稿本では、未だ「御國ノ音ノ軽重」という概念は見出せず、わ行を基準として、あ行「を」・ 念によって、従来混同されていた「お」と「を」の仮名遣いの所属を正し、あ行「お」、わ行「を」であることを論 わ行「お」と分類しており、あ行を基準として、あ行「お」・わ行「を」と分類する安永五年版本とでは内容が大き あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣いについては、未だ問題が残ったままであった。本居宣長は、 によって、仮名遣いに混乱が生じることとなった。江戸時代に入り、契沖によって仮名遣い研究は大きく進展したが、 平安時代の中頃から言葉に発音上の区別が無くなり、中世以降は、 『韻鏡』 研究を踏まえつつ、安永五年版本『字音仮字用格』の中で「御國ノ音ノ軽重」という独自の概 藤原定家が定めた定家仮名遣いが定着したこと 契沖の仮名遣い

どのような文献に基づいて仮名遣い研究を行っていたのか、その変遷を確認してきた。安永五年版本が『古事記』や しかしながら、宣長は、宝暦十一年稿本においても「古書」という形で字音仮名を掲出していることからも、 に大きく依拠して、反切上字によって仮名遣いの所属を判断しており、具体的な文献名を挙げることはしていない。 いる仮名遣いには『日本書紀』を中心とした文献の利用を見出すことができた。 おける仮名遣いに注意を払っていることがわかる。そこで、本稿では、宝暦十一年稿本と安永五年版本とで、宣長が、 『日本書紀』『万葉集』など、多くの古文献の例証を博捜しているのに対し、宝暦十一年稿本では「古書」の例として また、宣長は、安永五年版本では、古文献の例証をあげて仮名遣いを説明する一方、宝暦十一年稿本では、

ため、 音の問題は不可分であり、そのため、宣長は「御國ノ音ノ軽重」という独自概念によって、「お」と「を」の仮名遣 宣長は安永五年版本の「凡例」において、『字音仮字用格』が音を論じる書ではなく、 中国 **[の韻書で無く、「御國ノ古書」に例証を求めることの必然性を述べる。** 無論、 仮名遣いを論じる書である 仮名遣いを論じる上では、

書紀』よりも『古事記』の重要性を論じる。しかし、宣長の研究活動をみていくと、『古事記』研究へと進む以前に (V おける宣長の上代の古典作品研究の出発点には『日本書紀』 である。 の弁別を行っていく。しかし、その根拠となるのは、「御國ノ古書」と呼ばれる上代を中心とした古文献の仮名遣 宣長は宝暦十三年に賀茂真淵と出会い、『古事記』研究に邁進し、『古事記伝』「書紀論ひ」の中で があったといえよう。 『日本

#### 註

- 1 宣長が他の成書から書写したか不明としている。 『本居宣長全集』第五巻(筑摩書房、昭和四十五年)。 大野晋氏の 「解題」によれば、『假名都加比』 は、宣長自身の著作であるか、
- $\widehat{2}$ 成十九年)に詳しい。 「喉音三行」に関わる論争の展開については、釘貫亨「『喉音三行弁』論争史」(『近世仮名遣い論の研究』、 名古屋大学出版会、 平
- (3) 釘貫亨「『おを』の行所属と本居宣長『字音仮字用格』」(註2前掲同書)。
- $\widehat{4}$ 横山重『書物博捜』上(角川書店、昭和五十三年)。横山重氏のもとに渡ったことについては『文学における王権象徴の表現の 平成二十一年度 國學院大學文学部 共同報告書』(秋山嘉奈子 担当執筆、松尾葦江・吉田永弘 編、平成二十二年)に指摘がある。 研
- 5 鈴木淳・岡中正行・中村一基 編著 『本居宣長と鈴屋社中―『授業門人姓名録』の総合的研究―』(錦正社、 昭和五十九年)。
- (6) 『本居宣長全集』第二十巻(筑摩書房、昭和五十年)。
- (7) 本居清造編『本居全集』首巻(吉川弘文館、昭和三年)。
- 8 邨文庫」に蔵されたのかは明らかではないが、第七代当主・乾富敬の生没年が文化五年(一八○八)から安政三年(一八五六)で あることから宣長没後の可能性がある。乾家は、 に乾家に伝来した資料に基づいて、明治頃に作成されたとみられる資料である。 土資料室 編、 『乾家累代記録』は「松阪市清水町 松阪市、 令和三年)による。「乾家文書」の調査報告によれば、 乾家文書」(郷土資料室 所蔵文書目録〔第十一集〕家別文書十、松阪市産業文化部文化課郷 中興の祖である第五代・富脩が下蛸路村堀口家・分家の八郎次家から養子となっ 『乾家累代記録』は、乾家・第十一代の正 國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本が、いつ頃、「凹 二郎の頃

9

たのをはじめ、松阪の商家から養子をとりながら、家督を嗣いでいったようである。

鈴木淳「『授業門人姓名録』と門人の範囲」(註5前掲同書)。

- 10 であることを考えると、現・東久保町のことか。現・東久保町 所がある。東久保町は伊勢津藩の領地であり、久保町は紀伊和歌山藩の領地であるが、乾家が居を構える清水村が伊勢津藩の領地 近世における松阪の久保村は、 現在の三重県松阪市東久保町(旧・飯野郡久保村)と松阪市久保町(旧・飯高郡久保村)の二箇 (旧・飯野郡久保村) は清水村と同じく櫛田川沿いに存する。
- (11) 大野晋「解題」(註1前掲同書)。
- 昭和十五年、天理図書館ホームページの「絶版ライブラリー」に拠る)の『鈴屋歌集巻二』 (宣長翁残六―一七五。「宣長翁残芳 屋歌集巻二』は、天理図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮字用格』の他にいくつかの稿本の紙背を利用して、紙縒り綴じで綴じ直し た冊子本であるようである。 天理図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮字用格』については、『天理図書館稀書目録』和漢書之部第一(天理図書館 編、天理図書館: 函」〔請求番号:○一八―イ一〕として一括所蔵される)の項目に大野氏の指摘と同様の内容が記述されている。天理図書館蔵 [鈴
- 13 安永五年版本『字音仮字用格』の引用は『玉あられ、字音假字用格』(勉誠社文庫、勉誠社、昭和五十一年)に拠る
- 14 ていたかについては、不明である。 本居宣長記念館には「鈴屋之印」の蔵書印をもつ『和字正濫要略』の写本が蔵せられている(北岡四良・岡本勝編『本居宣長記 蔵書目録3』、松阪市教育委員会、 昭和五十二年)。しかし、宝暦十一年の段階で、宣長が既に契沖の 『和字正濫要略
- $\widehat{15}$ 行「ウ」わ行「÷」とした。 述べ、適宜、あ行とわ行の「ウ」の仮名を書き分けている。本稿では、宝暦十一年稿本で、宣長が書き分けている場合にのみ、あ 宣長は、あ行とわ行の「ウ」の仮名の字体について、反切による仮名遣いの所属を説明するために書き分けが必要であることを
- 16 註1前掲同書の口絵に拠る。松阪市蔵「字音仮字用格自筆資料」の紙背は、『詞の玉緒』の自筆資料である
- 17 宣長の呉音・漢音の判断の曖昧さについては、 ·名遣いを論ず―字音仮名遣い入門―』、汲古書院、平成二十六年)が、訓点資料に基づいて、詳細に論じている。 沼本克明「宣長大人の『字音仮字用格』」(『帰納と演繹とのはざまに揺れ動く字音
- 18 音仮名・二合仮名・訓仮名の順に掲出されている 『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂、 昭和四十二年)。『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」 の掲出順は、

- 19 (国民精神文化文献 十五、国民精神文化研究所、 昭和十二年)。
- $\widehat{20}$ 本居宣長 『本居宣長随筆』巻二(『本居宣長全集』第十三巻、 筑摩書房、 昭和四、
- (21) 本居宣長『在京日記』(『本居宣長全集』第十六巻、筑摩書房、昭和四十九年)。
- $\widehat{22}$ 本居宣長 『宝暦二年以後購求謄写書籍』(註6前掲同書)。
- 堀景山伝与本『日本書紀』は、 考」(『堀景山伝考』、研究叢書四八一、和泉書院、平成二十九年)に詳しい。 対校を行った本である。堀景山伝与本『日本書紀』と景山の『日本書紀』研究については、高橋俊和 景山が巻第十八の途中まで、小野田重好本を以て対校し、契沖の『厚顔抄』から増註してしたものを、 正徳四年版本『神代巻』と寛文九年版本『日本書紀』(巻第三~三十)の取り合わせ本三十巻九冊 「堀景山伝与本『日本書 宣長が景山から伝与さ
- 24 釈まで披見しているものの、 文庫蔵「明和某年八月十二日 大久保正「解題」(註20前掲『本居宣長全集』)。宣長は明和年間に谷川士清に宛てた書簡の中で、『日本書紀通証』 人皇巻の注釈については未見であることを述べ、借用の願いを記している 谷川士清宛」(『本居宣長全集』第十七巻、筑摩書房、昭和六十二年))。 (大阪府豊中 の神代巻の 市 服部天神
- 25 は極めて近い内容の 音仮字用格』を高く評価している。この士清が披見した『字音仮字用格』 『幻世紀の本居宣長』(朝日新聞社、平成十六年)。谷川士清が本居宣長に宛てた明和八年二月七日付書簡では、 本居宣長の不思議』 『字音仮字用格』であったと考えられ、「お」「を」の所属を正した後のものと考えれる。 (公益財団法人鈴屋遺蹟保存会 本居宣長記念館、 平成二十五年) は、 宣長記念館所蔵の明和八年頃の草稿本と同じ、 谷川 士清は宣長の 士清の書簡は 乃至

続して進められた調査に基づく事業成果である。 教育・発信―」の一環として、調査が始められ、 別展「『日本書紀』 省私立大学研究ブランディング事業「「古事記学」の推進拠点形成―世界と次世代に語り継ぐ 『古事記』 本稿で取り上げた國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』 展示図録としてまとめられた。 撰録一三○○年—神と人とを結ぶ書物—」(会期:令和三年九月十六日(木)~十一月十三日(土)) 校史・学術資産研究センター、 事業成果の 一環として、 の調査は、平成二十八年度文部科学 研究開発推進センターにおいて、 和三年度に國學院大學博物館で特